

尾張旭市地域公共交通会議開催要綱

(目的)

第1条 尾張旭市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項について協議するため開催する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行うとともに、地域公共交通計画に位置付けられた事業を実施する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 地域交通法に規定する地域公共交通計画に関する以下の事項
 - ア 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
 - イ 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (3) 市の公共交通政策の推進に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議の目的を達成するため必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 住民又は利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 鉄道事業者
- (8) 愛知運輸支局長又はその指名する者
- (9) 県の関係行政機関の職員
- (10) 市職員
- (11) その他市長が必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 会長及び副会長は、交通会議の構成員の中から依頼する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会議の議事は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席者の4分の3以上の同意

により決する。

5 交通会議は、原則として公開とする。

6 交通会議の庶務は、都市整備部都市計画課（以下「市都市計画課」という。）が処理する。

（協議結果の取扱い）

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（協議が調った事項の軽微な修正及び変更）

第6条 交通会議において既に協議が調ったバス路線における軽微な修正及び変更について、市都市計画課が道路管理者等の関係機関と個別に協議し、合意を得た場合においては、交通会議で協議が調ったものとみなす。

2 前項における軽微な修正及び変更とは、次に掲げるものとする。

- (1) バス停名称の変更
- (2) バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更
- (3) ルートの変更を伴わないバス停の新設、位置変更等
- (4) 運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、交通会議が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年11月20日から施行する。

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。